

行政委任立法
2013 年第 233 号
環境保護

2013 年木材および木材製品（市場供給）規則

起草：2013 年 2 月 6 日

議会へ提出：2013 年 2 月 8 日

発効：2013 年 3 月 3 日

環境との関連で 1972 年欧州共同体法 2 条 2 項の目的を達するために指定を受けた国務大臣は、同法 2 条 2 項および同法別表 2 の 1A 項により与えられた権限を行使して、本規則を制定する。

本規則は、1972 年欧州共同体法 2 条 2 項記載の目的を達するための規定を定める。国務大臣のみるところ、本規則中、木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた 2010 年欧州議会および理事会規則（EU）第 995 号に言及している箇所は、同規則への言及だと解釈するのが便宜上妥当と思われる。同規則別紙は随時改正されるからである。

第 1 部 序

名称・発効・解釈

1. (1) 本規則は、「2013 年木材および木材製品（市場供給）規則」と呼ぶことができる。

(2) 本規則は 2013 年 3 月 3 日に効力を生じる。

(3) 本規則において、

「法人」には、有限責任パートナーシップを含む。

「取締役」とは、構成員が業務を運営している法人においては、同法人の構成員をいう。

「実施規則」とは、木材規則に定める相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた、2012 年欧州委員会実施規則（EU）第 607 号をいう。

「査察官」は、3 条に定める意味を有する。

「救済的訴訟の通知」とは、11 条に従って送達する通知をいう。

「役員」とは、法人においては、法人の取締役、秘書官その他同様の役員をいう。

「パートナーシップ」には、有限責任パートナーシップを含まない。

「敷地」には、車両、船舶、航空機、ホバークラフト、テントその他の可動構造も含む。

「押収通知」とは、9 条 2 項にもとづいて送達する通知をいう。

「木材」とは、木材および木材製品をいう。

「木材規則」とは、木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた、2010 年欧州議会および理事会規則（EU）第 995 号をいう。同規則の別表は随時改正されるからである。

「法人格なき社団」には、パートナーシップを含まない。

(4) 本規則中で使用する用語であって、木材規則または実施規則中でも使用されている用語は、それら両規則中において有する意味を有する。

発効関連情報：1条2項記載のとおり、2013年3月3日に発効。

管轄当局

2. (*2条は2020年に削除済み)

国務大臣は、以下の各規則における管轄当局である。

- (a) 木材規則。
- (b) 木材規則に定める監督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する2012年欧州委員会委任規則(EU)第363号。
- (c) 実施規則。

査察官

3. 国務大臣は、木材規則および実施規則を執行するため、査察を行う者(「査察官」)を書面で任命することができる。

第2部 犯罪

犯罪

4. 以下のいずれかを遵守しないのは犯罪である。
- (a) 木材規則4条1項(違法に伐採した木材の市場供給の禁止)。
 - (b) 木材規則4条2項(相当の注意を払う義務)。
 - (c) 木材規則4条3項(相当の注意制度を維持・評価する義務)。
 - (d) 木材規則5条(トレーサビリティの義務)。
 - (e) 実施規則5条1項(記録保存義務)。
 - (f) 10条(査察官に対する妨害)。
 - (g) 救済的訴訟の通知。

相当の注意抗弁

5. (1) 4条(a)または(b)にもとづく犯罪の訴訟手続において、ある者(「A」)が、自己が相当の注意制度を適正に利用したことを証明するのは、Aの抗弁となる。

(2) 同抗弁に、犯罪の実行が以下のいずれかの理由によるものだったとの主張が含まれているときは、Aは裁判所の許可を得た場合を除き、同抗弁に頼ることはできない。

- (a) 第三者(「B」)の作為または不履行。
- (b) Bから提供された情報に依存したこと。

ただしAが、3項に従い、訴訟提起者に通知を送達したときは例外とする。

(3) 2項において、通知は以下のとおり送達しなければならない。

- (a) イングランド、ウェールズまたは北アイルランドでは、訴訟の審理の正味7日前までに。
- (b) スコットランドでは、略式手続の場合は審理の正味7日前までに、正式起訴手続の場合は第1回審理時まで。

(4) 通知には、Aが所持する情報であってBを特定する情報、またはBの特定に資する情報を記載しなければならない。

(5) A は、B から提供された情報に依存していたからという理由で同抗弁に頼ってはならない。ただし A が、とくに以下の各事項との関連で、状況全般からみて同情報に依存するのが合理的だったことを証明した場合は例外とする。

- (a) 同情報を検証するため A がとった行動、および合理的にとりえた行動。
- (b) 同情報を信じない理由が A にあったか否か。

法人、パートナーシップまたは法人格なき社団による犯罪

6. (1) パートナーシップまたは法人格なき社団が犯したとされる、本規則にもとづく犯罪の訴訟手続は、同パートナーシップまたは社団に対し、同パートナーシップまたは社団の名において提起することができる。

(2) かかる訴訟手続において、

(a) 文書送達に関する裁判所規則は、同パートナーシップまたは社団が法人である場合と同様に効力を有する。かつ、

(b) 以下の各規定は、法人におけると同様に適用される。

(i) 1925 年刑事司法法 33 条（会社に対する犯罪訴追手続）および 1980 年治安判事裁判所法別表 3（会社）。

(ii) 1945 年刑事司法法（北アイルランド）18 条（訴追手続）および 1981 年治安判事裁判所（北アイルランド）命令別表 4（会社）。

(3) 本規則にもとづく犯罪の有罪判決において、パートナーシップまたは社団に科せられた罰金は、同パートナーシップまたは社団の基金から支払う。

(4) 法人が犯した、本規則にもとづく犯罪につき、以下のいずれかの事項が証明されたときは、その役員および同法人は同犯罪につき有罪であって、しかるべく訴追され刑罰を受ける責を負う。

- (a) 役員の同意または黙認のもとに実行されたこと。
- (b) 役員の過失が原因であること。

(5) パートナーシップが犯した、本規則にもとづく犯罪につき、以下のいずれかの事項が証明されたときは、そのパートナーおよび同パートナーシップは同犯罪につき有罪であって、しかるべく訴追され刑罰を受ける責を負う。

- (a) パートナーの同意または黙認のもとに実行されたこと。
- (b) パートナーの過失が原因であること。

(6) 法人格なき社団が犯した、本規則にもとづく犯罪につき、以下のいずれかの事項が証明されたときは、その役員または構成員、および同社団は同犯罪につき有罪であって、しかるべく訴追され刑罰を受ける責を負う。

- (a) 同社団の役員またはその管轄機関の構成員の同意または黙認のもとに実行されたこと。
- (b) 同役員または構成員の過失が原因であること。

(7) 4 項、5 項および 6 項において役員、パートナーまたは構成員というときは、かかる資格で行動すると称する者を含む。

第 3 部 執行

立ち入り権限

7. (1) 査察官が、木材規則および実施規則を執行するため合理的通知を送達したときは、合理的時間帯に敷地内へ立ち入ることができる。ただし、全面的にまたは主に私的住居として使用されている敷地を除く。

- (2) 通知送達要件は、以下の各場合には適用されない。
- (a) 立ち入り合意に向けた合理的努力が成功しなかったとき。
 - (b) 通知を送達すれば立ち入り目的を損なうと、査察官が合理的に信じる時。
 - (c) 4条にもとづく犯罪がすでに実行されたという合理的疑いを査察官が有するとき。
 - (d) 非常時。
- (3) 査察官は、要請があれば、適正に認証された授權文書を提示しなければならない。
- (4) 1項は、5項に従って発付された令状により与えられた立ち入り権限に影響を与えない。
- (5) 治安判事は、宣誓の上での書面の訴追請求 (information) によって以下の各事項を認めた場合、署名した令状により査察官に対し、敷地内への、必要とあらば合理的実力を行使しての立ち入りを許可することができる。
- (a) 木材規則および実施規則を執行するために査察官が敷地内へ立ち入る合理的理由があり、かつ、
 - (b) 6項記載のいずれかの条件を充たすとき。
- (6) 条件は以下のとおりとする。
- (a) 敷地内への立ち入りが拒否されたか、または令状なしでは拒否されそうな場合であって、令状申し立て意図の通知が占有者にすでに送達されたとき。
 - (b) 敷地内への立ち入りを要請するか、またはかかる通知を送達すれば、立ち入り目的を損なうとみられるとき。
 - (c) 緊急の立ち入りが必要なとき。
 - (d) 敷地が占有下にないか、または占有者が一時的に不在のとき。
- (7) ただし5項記載の権限は、全面的または主に私的住居として使用されている敷地には適用されない。
- (8) 令状の有効期間は3カ月とする。
- (9) 本条にもとづいて敷地内へ立ち入る査察官は、以下の各事項を実施することができる。
- (a) 以下の各項記載の者を同行させること。
 - (i) 査察官が必要と思料する第三者。
 - (ii) 欧州委員会の代表者。(* (ii) は2020年に削除済み)
 - (b) 査察官が必要と思料する設備を敷地内へ持ち込むこと。
- (10) 占有下にないか、または占有者が一時的に不在な敷地内へ立ち入る査察官が敷地を退去するときは、同敷地を、無権限の立ち入りに対し、査察官立ち入り前と同様に有効に保護された状態にして退去しなければならない。
- (11) 査察官は、本規則により与えられた権限を行使するため、車両、船舶、航空機またはホバークラフトであって、木材輸送に使用されていると同人が信じる合理的理由があるものを停止させることができる。
- (12) 本条において、
- (a) スコットランドでは、治安判事といえば執行官を意味し、宣誓の上での書面の訴追請求 (information) といえば、宣誓の上での証拠を意味する。
 - (b) 北アイルランドでは、治安判事といえば法曹資格なき治安判事を意味し、宣誓の上での書面の訴追請求 (information) といえば、宣誓の上での書面の訴追請求 (complaint) を意味する。

査察権限

8. (1) 7条にもとづく権限を行使するため敷地内へ立ち入った査察官は、以下の各事項を実施することができる。

- (a) 敷地、および敷地内で発見した以下の各物件を査察すること。
 - (i) プラント、機械または設備。
 - (ii) コンテナ。
 - (iii) 木材。
 - (b) 敷地内を捜索すること。
 - (c) 形態をとわず文書、記録その他の情報にアクセスし、それを査察し複写し、かつ複写のため持ち出すこと。
 - (d) かかる文書、記録その他の情報と関連して使用されているコンピュータおよび関連機器の提示を要請し、かかる機器の搭載データおよび動作を検査・検証し、かつ、コンピュータ記録を、査察官が容易にアクセスでき持ち出せる形態で提示するよう要請すること。
 - (e) 木材の標本を採取すること。
 - (f) 検査、捜査またはテストを行うこと。
 - (g) 写真撮影、計測または記録を行うこと。
- (2) 査察官は、木材規則および実施規則の執行のために必要な以下の各事項の提供を要請することができる。
- (a) 支援。
 - (b) 木材。
 - (c) 文書、記録その他の情報。

押収権限

9. (1) 査察官が、4条(a)にもとづく犯罪があったと信じる合理的理由を有するときは、木材を押収し持ち出すことができる。
- (2) 査察官が押収木材の占有者を特定できるときは、以下の各条件を充たす通知（「押収通知」）を同人に送達しなければならない。
- (a) 木材を押収する理由を記載し、かつ、
 - (b) 同人には本条にもとづく押収に対し上訴する権利があることと、5項にもとづく上訴の通知の送達先住所とを記載する。
- (3) 査察官が押収木材の占有者を特定できないが、その所有者は特定できたときは、所有者に押収通知を送達しなければならない。
- (4) 査察官が押収木材をただちに持ち出せないときは、形態をとわず木材にマーキングし、かつ、押収通知の送達を受けた者に対して通知を送達して、当該木材を特定するとともに、査察官が収集するまで、または査察官が別段の手配を行うまでの間、敷地からの持ち出しを禁ずることができる。
- (5) 査察官から押収通知の送達を受けた者は、送達から28日以内に国務大臣に対し、押収に対して上訴する理由全般を記載した上訴通知を、押収通知記載の住所宛てに送達することができる。
- (6) 国務大臣が5項に従った上訴通知を受け取ったときは、同押収木材が犯罪捜査目的で留置されている場合を除き、以下のいずれかの事項を実施しなければならない。
- (a) 押収通知を撤回し、木材がすでに持ち出されている場合は、持ち出した元の場所、その他状況に応じて相当な場所へ木材を返還する。
 - (b) 以下の各事項を命じる裁判所命令を求める手続をとる。
 - (i) 押収通知の追認。
 - (ii) 国務大臣による、または査察官から押収通知の送達を受けた者による、木材の破棄、寄付、売却その他の処分。

(7) 8項記載のいずれかの条件を充たすときは、国務大臣は以下のいずれかの事項を実施することができる。

- (a) 木材を破棄すること。
- (b) 木材を寄付し、売却し、またはその他の方法で処分すること。
- (c) 査察官から押収通知の送達を受けた者がいれば、同人に対してさらなる通知を送達して、そのさらなる通知記載の方法で、かつ記載の期間内に、同木材を破棄しまたはその他の方法で処分するよう要請すること。

(8) 条件は以下のとおりとする。

(a) 木材押収から 28 日以内に、査察官が押収木材の占有者または所有者を特定できないとき。または、

(b) 国務大臣が、5 項に従った上訴通知を受け取らなかったとき。

(9) 本条にもとづく治安判事裁判所における訴訟手続は、訴追請求 (complaint) により行う。同手続には、1980 年治安判事裁判所法が適用される。

(10) 北アイルランドでは、本条にもとづく治安判事裁判所における訴訟手続には、1981 年治安判事裁判所 (北アイルランド) 命令が適用される。

(11) スコットランドでは、訴訟手続は執行官の面前での略式手続申し立てにより行う。

査察官に対する妨害

10. 査察官が本規則にもとづく権限を行使するときは、何びとも以下のいずれかの事項を行ってはならない。

- (a) 故意に査察官を妨害すること。
- (b) 合理的な免責事由がないのに、査察官から合理的に要請された情報または支援を提供しないこと。
- (c) 故意に虚偽の、または誤解を招く情報を査察官に提供すること。
- (d) 合理的な免責事由がないのに、査察官から合理的に要請された記録または文書を提示しないこと。
- (e) 合理的な免責事由がないのに、以下のいずれかの事項を遵守しないこと。
 - (i) 7 条 11 項にもとづく停止の要請。
 - (ii) 9 条 4 項または 7 項(c)にもとづく通知、または同条 6 項(b)にもとづく命令。

救済的訴訟の通知

11. 査察官が、4 条(b)または(c)にもとづく犯罪を犯した者がいると信じる合理的理由を有するときは、以下の各事項を記載した通知 (「救済的訴訟の通知」) を同人に送達することができる。

- (a) 査察官がそのように信じる理由を述べる。
- (b) 容疑の犯罪を構成する事項を特定する。
- (c) 被送達者が木材規則 4 条 2 項 (相当の注意実施義務) または 4 条 3 項 (相当の注意制度の維持・評価義務) を遵守するためにとるべきだと、査察官が思料する措置を特定する。
- (d) 通知記載の (14 日以上) の期間内に、かかる措置、または少なくともそれと同等の措置をとるよう同人に要請する。

救済的訴訟通知に対する上訴

12. (1) 救済的訴訟通知により被害を受けた者は、治安判事裁判所に対し、スコットランドでは執行官に対し、上訴することができる。

(2) 1 項にもとづく治安判事裁判所への上訴手続は訴追請求 (complaint) による。手続には 1980 年治安判事裁判所法が適用される。

(3) 1 項にもとづく執行官への上訴は、略式手続申し立てによる。

(4) 上訴を提起できる期間は 28 日間、または救済的訴訟通知に記載する期間の、いずれか早い方とする。

(5) 救済的訴訟通知には、以下の各事項を記載しなければならない。

(a) 治安判事裁判所または執行官への上訴権。

(b) かかる上訴を提起できる期間。

(6) 上訴の係属中、裁判所は救済的訴訟通知を一時停止することができる。

(7) 裁判所が救済的訴訟通知に対する上訴を受けたときは、通知を取り消すか、または通知に変更を加えもしくは加えずに追認することができる。

罰則

13. (1) 4 条(a)、(b)または(c)にもとづく犯罪で有罪となった者には、以下の刑を科す。

(a) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定上限額以下の罰金または 3 カ月以内の拘禁、またはその両方。

(b) 正式起訴による有罪判決の場合は、罰金または 2 年以内の拘禁、またはその両方。

(2) 4 条(d)、(e)、(f)または(g)にもとづく犯罪で有罪となった者には、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 5 を超えない罰金を科す。

(3) 1 項にいう法定上限額は、スコットランドにおける有罪判決については、5,000 ポンドと解釈する。

(4) 1980 年治安判事裁判所法 127 条 (期間制限) または 1981 年治安判事裁判所 (北アイルランド) 命令 19 条 (犯罪を告発する訴追請求 (complaint) に裁判権を与えるために提起すべき期間) にかかわらず、イングランド、ウェールズおよび北アイルランドでは、4 条にもとづく犯罪が 5 項記載の該当条件を充たす場合は、治安判事裁判所は以下のいずれかの事項を実施することができる。

(a) イングランドおよびウェールズでは、訴追請求 (information) を審理する。

(b) 北アイルランドでは、訴追請求 (complaint) を審理する。

(5) 犯罪実行日から 3 年以内と、検察官が犯罪を発見してから 1 年以内とのいずれか早い方に、以下の条件を充たすことを条件とする。

(a) イングランドおよびウェールズでは、訴追請求 (information) が提起されること。

(b) 北アイルランドでは、訴追請求 (complaint) が提起されること。

(6) 1995 年刑事訴訟 (スコットランド) 法 136 条 (一定犯罪の期間制限) にかかわらず、スコットランドでは、4 条にもとづく犯罪の陪審によらない訴訟手続は、犯罪実行日から 3 年以内と、検察官が犯罪を発見してから 1 年以内の、いずれか早い方に開始することができる。

(7) 1995 年刑事訴訟 (スコットランド) 法 136 条 3 項は、同条においてと同様に本条 6 項においても適用される。

(8) 本条において、

(a) 検察官が署名し、または同人に代わって署名された証明書であって、訴訟手続を正当化するに足りる証拠を検察官が知った日を記載した証明書は、同事実の確定証拠となる。

(b) 上記事項を記載した証明書であって、上記のとおり署名されたと称する証明書は、別段の証明がない限り、かかる署名があるものとみなす。

(9) 北アイルランドの治安判事裁判所における、11 条にもとづく救済的訴訟通知に関連した訴訟手続には、1981 年治安判事裁判所（北アイルランド）命令が適用される。

執行費用の回収

14. (1) 本条は、裁判所が 4 条にもとづく犯罪で被告人に有罪判決を下したときに適用される。

(2) 裁判所は、(裁判所が費用や出費につき下す他の命令に加えて)、有罪判決を受けた被告人に対し、国務大臣または査察官が同犯罪の捜査にあたって合理的に負担した費用を国務大臣に返還するよう命じることができる。7 条、8 条または 9 条にもとづく権限の行使にあたって負担した費用も含む。

第 4 部 雑則

執行権限の制限

15. 本規則中のいかなる規定も、以下の各事項を意味するものとして解釈しない。

(a) いかなる裁判所のいかなる訴訟手続においても、それが法曹特権の対象だという理由で、またはスコットランドにおいては、それが弁護士（アドヴォケートまたはソリシタ）の職務に関連して弁護士により、または弁護士宛てに作成された機密通信を含むからという理由で所持者が提示拒否権を有する文書を、提示するよう同人に要請すること。

(b) 文書占有権者の占有下にある文書の占有を、第三者に授権すること。

通知の送達

16. (1) 本規則にもとづいて送達する通知は書面でなければならず、いつでも書面に変更、一時停止または撤回することができる。

(2) 通知は以下のいずれかの方法で送達することができる。

(a) 手渡しによる交付。

(b) 被送達者の適正な住所に届ける。

(c) 被送達者の適正な住所宛てに郵送し、または電子的手段で送付する。

(3) 法人に対する通知は、同法人の役員に送達することができる。

(4) パートナーシップに対する通知は、同パートナーシップの事業を支配または管理するパートナーその他の者に送達することができる。

(5) 法人格なき社団に対する通知は、同社団の役員またはその管轄機関の構成員に送達することができる。

(6) 本条において、かつ 1978 年解釈法 7 条（郵送による文書送達）が本条に適用される場合においては、「適正な住所」とは以下のいずれかを意味する。

(a) 法人またはその役員については、

(i) 同法人の登録上の、または主たる営業所。

(ii) 同役員のメールアドレス。

(b) パートナーシップ、または同パートナーシップの事業を支配または管理するパートナーその他の者については、

(i) 同パートナーシップの主たる営業所。

(ii) 同パートナー、またはその支配者または管理者のメールアドレス。

(c) 法人格なき社団、または同社団の役員またはその管轄機関の構成員については、

(i) 同社団の主たる営業所。

(ii) 同役員または構成員のメールアドレス。

(d) 上記以外の場合は、被送達者の最近の知られた住所とする。メールアドレスも含む。

(7) 6条において、英国外で登録した会社、または英国外で事業を行うパートナーシップや法人格なき社団の主たる営業所は、英国内の主たる営業所とする。

(8) 合理的調査を経ても、本規則にもとづいて通知を送達すべき敷地の占有者の名称または住所を確認できないときは、通知を敷地内の建物または物に、目立つよう貼付することによって送達することができる。

見直し

17. (1) 国務大臣は随時、以下の各事項を実施しなければならない。

(a) 本規則の見直しを行うこと。

(b) 見直しの結論を報告書に記載すること。

(c) 報告書を公表すること。

(2) 国務大臣が見直しを行うにあたっては、合理的な範囲で、木材規則および実施規則が他の加盟国においてどのように執行されているかを考慮しなければならない。

(3) 報告書には、とくに以下の各事項を記載しなければならない。

(a) 本規則によって達成を意図する目的。

(b) それらの目的がどの程度達成されたかの評価。

(c) それらの目的が依然として適切か否か、もし適切であれば、それらの目的をどの程度、より負担の軽い形で達成できるかの評価。

(4) 本条にもとづく第1回報告書は、2013年3月3日から始まる5年間の末までに公表しなければならない。

(5) 本条にもとづくその後の報告書は、5年を超えない間隔で公表する。

リチャード・ベノン

環境食糧農村省政務次官

解説（本解説は本規則の一部ではない）

本規則は英国内で適用され、以下の各規則を執行する。

(a) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号（「木材規則」）。

(b) 木材規則に定める相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた、2012年欧州委員会実施規則（EU）第607号。

本規則2条は、国務大臣を木材規則、実施規則、および木材規則に定める監督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する2012年欧州委員会委任規則（EU）第363号の管轄当局に指定する。3条は、国務大臣の査察官任命権を定める。

第2部は、本規則にもとづく犯罪につき定める。4条は、犯罪を定める。5条は、うち2犯罪について、相当の注意抗弁を定める。6条は、会社による犯罪につき定める。

第3部は、執行につき定める。7条、8条および9条は、査察官に立ち入り・査察・押収権限を与える。10条は、査察官に対する妨害を禁ずる。11条は、木材規則に定める相当の注意義務を遵守していないと査察官が信じる者に対して救済的訴訟通知を送達する権限を、査察官に与える。12条は、かかる通知に対する上訴を定める。13条は、本規則にもとづく犯罪に対する罰則を定める。14条は、国務大臣および査察官が負担した捜査費用を補償するよう、かかる捜査を経て有罪判決を受けた者に命じる権限を裁判所に与える。

15条は、法曹特権の対象となる文書、およびスコットランドにおけるそれに相当する文書に関して定める。16条は、5条、7条および9条にもとづく通知の送達方法を定める。17条は、本規則の運用・効果を見直し、本規則の発効から5年後およびその後5年ごとに報告書を公表することを国務大臣に義務づける。

本法が事業費に与えるとみられる影響の影響評価全文は、www.ialibrary.bis.gov.uk 上で参照できる。「解説覚書」および本規則と並んで、www.legislation.gov.uk 上でも公表している。

法改正による影響：

現時点でわかっている限りでは、2013年木材および木材製品（市場供給）規則に対する顕著な影響はない。

行政委任立法
2018 年第 1025 号
欧州連合離脱
環境保護

2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT (EU 離脱) 規則

選別要件充足：2018 年 9 月 11 日

起草：2018 年 9 月 21 日

議会へ提出：2018 年 9 月 25 日

規則 1 条に従い発効

国務大臣は、2018 年欧州連合（離脱）法 8 条 1 項により授与された権限を行使して、本規則を制定する。

同法別表 7 の 3 条 2 項（本規則に関する適正な議会手続）に定める要件は満たされた。

第 1 部

呼称・発効

1. 本規則は、「2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT (EU 離脱) 規則」と呼ぶことができ、離脱日において効力を生ずる。

第 2 部 2 次法 (subordinate legislation) の改正

2012 年森林法施行・ガバナンス・貿易 (FLEGT) 規則の改正

2.

- (1) 2012 年森林法施行・ガバナンス・貿易規則を、以下のとおり改正する。
- (2) 2 条を削除する。
- (3) 3 条を以下のとおり改正する。

3. (1) 物が HMRC 官吏の管理下にある場所では、一般関税係官が欧州規則を執行するものとする。

(2) 1 項において、HMRC 官吏の管理下にある物というときは、以下のいずれかの場合を含む。

(a) HMRC 官吏から（口頭でとその他の方法でとを問わず）与えられた指示に従って物を処理し、またはその他の方法で取り扱うことを要する場合。

(b) HMRC 官吏が定めた場所に物を保管することを要する場合。

(3) 本規則において「HMRC 官吏」とは、英国歳入関税局官吏をいう。

(4) 4 条を削除する。

- (5) 6条9項(a)(ii)を削除する。

2013年木材および木材製品（市場供給）規則の改正

3.

- (1) 2013年木材および木材製品（市場供給）規則を、以下のとおり改正する。
- (2) 2条を削除する。
- (3) 7条9項(a)(ii)を削除する。

第3部 維持された直接EU法の改正

2005年欧州理事会規則（EC）第2173号の改正

4.

(1) 欧州共同体内への木材の輸入に向けた FLEGT ライセンス枠組の設立に関する 2005 年欧州理事会規則第 2173 号を、以下のとおり改正する。

(2) 1条において、

(a)1項において、

- (i) 「共同体」を削除する。
- (ii) 「製品」のあとに「英国内へ」を挿入する。
- (b)3項中、「別紙1記載の」を削除する。

(3) 2条において、

(a)1項において、

- (i) 初出2カ所の「共同体」を「英国」と改める。
- (ii) 3カ所目の「共同体」を削除する。
- (iii) 「国境」を「輸入」と改める。
- (b)2項中、「別紙1記載のとおり」を削除する。
- (c)3項において、
- (i) 「共同体」2カ所を「英国」と改める。
- (ii) 「FLEGT アクションプランを支援して」を削除する。
- (d)4項中、「別紙1記載のとおり」を削除する。
- (e)8項を以下のとおり改正する。

8. 「管轄当局」とは国務大臣をいう。

(f)9項において、

- (i) 初出の「共同体」を「英国」と改める。
- (ii) 「に定義するとおり」から最後までを削除する。
- (g)11項中、「の意味の範囲内において」から最後までを「英国において」と改める。
- (h)13項中、「共同体」を「英国」と改める。
- (i)14項のあとに、以下を挿入する。

15. 「非営利的な物」とは、折に触れて英国内へ持ち込まれる物であって、その性質と量からみて荷受人または運搬者の私的、個人的または家庭内利用を意図しているとみられる物、または贈答品とする意図であることが明らかな物をいう。

16. 「関税当局」とは、英国歳入関税局コミッショナーをいう。

- (4) 4条において、
 - (a)1項中、「共同体」を「英国」と改める。
 - (b)3項の第2パラグラフを削除する。
- (5) 5条において、
 - (a)1項において、
 - (i)「共同体」を「英国」と改める。
 - (ii)「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。
 - (b)2項を削除する。
 - (c)3項において、
 - (i)「管轄当局（複数）」を2カ所とも「管轄当局（単数）」と改める。
 - (ii)「同人らは」を「同人は」と改める。
 - (iii)「それらの国法」を「法の制定または支配」と改める。
 - (d)4項および5項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。
 - (e)6項を削除する。
 - (f)7項中、「関係加盟国」を「国務大臣」と改める。
 - (g)8項を削除する。
- (6) 6条および7条を削除する。
- (7) 8条において、
 - (a)1項において、
 - (i)「加盟各国は4月30日までに提出しなければならない」を「国務大臣は作成し公表しなければならない」と改める。
 - (ii)「暦」を「会計」と改める。
 - (iii)(a)項中、「加盟国」を「英国」と改める。
 - (iv)(c)項中、「6条1項が適用された」を「4条1項の禁止規定に関連した犯罪が実行された」と改める。
 - (b)2項を以下のとおり改正する。

2. 本条にもとづく第1回報告書は2020年4月30日までに公表し、その後の報告書は1年を超えない間隔で公表しなければならない。

- (c)3項を削除する。
- (8) 9条を削除する。
- (9) 12条のあとの「本規則は」で始まる1文を削除する。
- (10) 別紙1を削除する。

2008年欧州委員会規則（EC）第1024号の改正

5.

(1) 欧州共同体内への木材の輸入に向けた FLEGT ライセンス枠組の設立に関する 2005 年欧州理事会規則第 2173 号の、詳細な実施方法を定めた 2008 年欧州委員会規則（EC）第 1024 号を、以下のとおり改正する。

- (2) 2条において、

(a)1 項中、「関税局」を「英国歳入関税局が全部または一部を占有する敷地」と改める。

(b)4 項を削除する。

(3) 3 条中、2 項を削除する。

(4) 4 条中、「共同体内において」を「英国内へ、および英国内において」と改める。

(5) 5 条を以下のとおり改正する。

(5) 管轄当局または関税当局は、FLEGT ライセンスを英語で利用可能とするよう要請することができる。

(6) 6 条中、1 項および 2 項を以下のとおり改正する。

1. 英国内での自由な流通に向けた供給を目的として申告している積荷に関しては、ライセンスは管轄当局に提出しなければならない。

2. 管轄当局は、ライセンスを受領し次第すみやかに関税当局に通知しなければならない。

(7) 7 条中、1 項を削除する。

(8) 9 条および 10 条中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(9) 11 条において、

(a) 1 項中、「ボックス」から「流通される」までを、「英国内における自由な流通に向けた供給を目的とする関税申告」と改める。

(b)2 項を以下のとおり改正する。

2. 木材製品を自由な流通に向けて供給するのは、6 条 2 項記載の通知がなされたときのみとする。

(10) 12 条を削除する。

(11) 13 条中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(12) 14 条において、

(a)1 項中、「加盟各国」を「管轄当局」と改める。

(b)2 項を以下のとおり改正する。

2. 1 項記載の電子システムは、以下の各人とのデータ交換を可能とするものでなければならない。

(a)管轄当局と関税当局との間。

(b)管轄当局および関税当局と、パートナー国のライセンス付与当局との間。

(c) 3 項を削除する。

(13) 16 条中、「の規定」から「指令 95/46/EC」までを、「法の制定または支配」と改める。

(14) 17 条のあとの「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

(15) 別紙において、

(a)表の見出し中、「欧州共同体」を削除する。

(b)解説中、ボックス 5 の注釈中の「EU」を「英国」と改める。

2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号の改正

6.

(1) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号を、以下のとおり改正する。

(2) 2条において、

(a) (b) 項において、

(i) 「域内市場」をすべて「英国内の市場」と改める。

(ii) 「指令 97/7/EC」から「遠隔契約」までを、「2000年消費者保護（遠隔販売）規則 3条1項」と改める。

(b)(d)項において、

(i) 初出の「域内市場」を「英国内の市場」と改める。

(ii) 2カ所目の「域内市場」を「同市場」と改める。

(c)(h)項のあとに以下を挿入する。

(i) 「管轄当局」とは国務大臣をいう。

(3) 4条3項中、第2文を削除する。

(4) 5条の第2パラグラフ中、「管轄当局（複数）は、同人らが要請すれば」を「管轄当局（単数）は、同人が要請すれば」と改める。

(5) 6条において、

(a) 1項(b)の第2サブパラグラフ・第4インデント中、「国連により」から「連合」までを「英国内において、または国連安全保障理事会により」と改める。

(b) 2項を以下のとおり改正する。

2. 詳細な規定は、本条1項(b)第2文記載のさらなる該当リスク評価基準に関連するものを除き、木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号に定める、相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた、2012年欧州委員会実施規則（EU）第607号により定める。

(6) 7条を削除する。

(7) 8条において、

(a) 1項(c)中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(b) 2項(a)中、「連合」を「英国」と改める。

(c) 3項を以下のとおり改正する。

3. 管轄当局は、以下の各人を監督機関と認定しなければならない。

(a) 2項に定める要件を充たす申請者。

(b) 以下の各条件を充たす機関。

(i) 離脱日直前に欧州委員会から監督機関の認定を受けた機関。

(ii) 2項に定める要件を充たす機関。

(b)が適用されるときは、管轄当局は同機関に通知し、または木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた2010年欧州議会および理事会規則（EU）第995号に定める、監

督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する 2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号 4 条に従った証明書を提供することを要しない。

(d) 4 項を以下のとおり改正する。

4. 管轄当局は、監督機関が引き続き 1 項に定める機能を遂行し、かつ 2 項に定める要件を遵守していることを確認するため、定期的にチェックを実施しなければならない。管轄当局が、第三者からの裏づけのある懸念その他の関連情報を所持しているとき、または監督機関が設立した相当な注意制度を業者が遂行するにあたっての不備を発見したときも、チェックを実施することができる。2004 年環境情報規則に従い、チェックに関する報告書を利用可能としなければならない。

(e) 5 項を削除する。

(f) 6 項を以下のとおり改正する。

6. 管轄当局が、監督機関がもはや 1 項に定める機能または 2 項に定める要件を充たしていないと判断したときは、監督機関の認定を撤回しなければならない。

(g) 7 項を以下のとおり改正する。

7. 監督機関の認定および認定撤回に関しては、2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号によって手続規定を補完する。

(h) 8 項中、「および制服」から最後までを「2012 年欧州委員会実施規則（EU）第 607 号で定める」と改める。

(8) 9 条を以下のとおり改正する。

9. 監督機関の一覧表

管轄当局は、監督機関の一覧表を公表しなければならないが、管轄当局が適切と判断した方法で同一一覧表を利用可能にしなければならない。一覧表は定期的に改訂しなければならない。

(9) 10 条において、

(a) 1 項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(b) 2 項中、「管轄当局」を「その管轄当局」と改める。

(c) 5 項において、

(i) 「19 条に不利益を与えることなく」を削除する。

(ii) 「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(iii) 「加盟各国」を「管轄当局」と改める。

(10) 11 条において、

(a) 1 項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(b) 2 項中、「指令 2003/4/EC」を「2004 年環境情報規則」と改める。

(11) 12 条を削除する。

(12) 13 条において、

- (a)1 項中、「加盟各国が、必要とあれば欧州委員会の支援を受けて」を「管轄当局」と改める。
- (b)2 項中、「加盟各国が、必要とあれば欧州委員会の支援を受けて」を「管轄当局」と改める。
- (c)3 項中、「管轄当局（複数）……同人らの……を保護」を「管轄当局（単数）……同人の……を保護」と改める。

(13) 16～19 条を削除する。

(14) 20 条を以下のとおり改正する。

20. 報告

1. 国務大臣は随時、以下の各事項を実施しなければならない。

(a)本規則の適用の見直しを行うこと。

(b)見直しの結論を報告書に記載すること。

(c)報告書を公表すること。

2. 1 項にもとづく第 1 回報告書は 2021 年 3 月 31 日までに公表し、その後の報告書は 2 年を超えない間隔で公表しなければならない。

3. 国務大臣は、1 項にもとづく報告書の作成にあたり、2005 年規則（EC）第 2173 号に従ったパートナーシップ条約の締結・運用に関連した進歩と、同条約が違法に伐採された木材およびかかる木材に由来する木材製品の英国国内市場での流通の最小化への貢献とを考慮に入れなければならない。

4. 国務大臣は、本規則の適用に関する報告と本規則の適用経験とを踏まえて随時、違法に伐採された木材やかかる木材に由来する木材製品の市場供給防止その他の面における本規則の機能と有効性を見直ししなければならない。とくに、2015 年中小企業・事業・雇用法 7 条 1 項に定める意味ならびに製品範囲の範囲内において、中小企業に及ぶ経営上の影響を考慮しなければならない。

5. 4 項にもとづく第 1 回見直しは 2025 年 3 月 31 日までに公表しなければならず、その後の見直しは 6 年を超えない間隔で公表しなければならない。

(15) 21 条のあとの「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号の改正

7.

(1) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた 2010 年欧州議会および理事会規則（EU）第 995 号に定める、監督機関の認定および撤回に関する手続の定めに関する 2012 年欧州委員会委任規則（EU）第 363 号を、以下のとおり改正する。

(2) 1 条中、(1) を削除する。

(3) 2 条において、

(a) 1 項を以下のとおり改正する。

1. 公共と民間とを問わず、会社、企業、商事組合、事業、機関または当局であるとを問わず、英国内で適法に設立された法主体は、監督機関認定申請書を管轄当局へ提出することができる。

(b)3 項中、「欧州委員会」を 2 カ所とも「管轄当局」と改める。

(c)4 項において、

- (i) 「欧州委員会の」を「管轄当局の」と改める。
- (ii) 「欧州委員会」を2カ所とも「管轄当局」と改める。
- (d)5項を削除する。
- (4) 3条を以下のとおり改正する。

3. 追加文書および敷地の視察 (access)

1. 申請者が管轄当局から要請されたときは、管轄当局から要請された追加の情報または文書を、定められた期限内に提出しなければならない。
2. 申請者は、2010年規則(EU)第995号8条および本規則5~8条に定めるすべての要件が充たされていることを確認するため、自己の敷地を管轄当局が視察することを許可しなければならない。管轄当局は、視察につきあらかじめ申請者に通知しなければならない。申請者は、かかる視察を円滑化するために必要なすべての支援を提供しなければならない。

- (5) 4条を以下のとおり改正する。

4. 認定決定

管轄当局が、2010年規則(EU)第995号8条3項に従った認定決定を採択したときは、決定採択日の翌日から10営業日以内に、当該申請者にその旨通知しなければならない。管轄当局はさらに、認定証明書を遅滞なく申請者に提供しなければならない。

- (6) 5条を以下のとおり改正する。

5. 法人格と法人の営業所

申請者は、英国内の自己の登録上の営業所、経営本部または主たる営業所に関する情報、ならびに英国内に設立した自己のすべての代理店、支店または子会社に関する情報を提供しなければならない。

- (7) 9条において、

- (a) 1項において、

- (i)(a)項の前の記載中、「欧州委員会」を「管轄当局」と改める。

- (ii)(b)項中、「連合」を「英国」と改める。

- (iii)(c)項を削除する。

- (iv)(d)項中、「加盟国」を「英国」と改める。

- (b)2項を削除する。

- (8) 10条を以下のとおり改正する。

10. 認定決定の見直し

1. 管轄当局はいつなんどきでも、監督機関認定決定を見直すことができる。

以下のいずれかの状況では、管轄当局はかかる見直しを実施しなければならない。

- (a)管轄当局が、本規則5~8条に定めるとおり、監督機関がもはや2010年規則(EU)第995号8条1項に定める機能を果たしていない、または同8条2項に定める要件を遵守していないと判断したとき。

(b)管轄当局が、監督機関がもはや 2010 年規則 (EU) 第 995 号 8 条 1 項および 2 項ならびに本規則 5~8 条に定める要件を遵守していないという、第三者からの裏づけのある懸念その他の関連情報を所持しているとき。

(c)監督機関が、本規則 9 条 1 項(a)記載の変更を管轄当局に通知したとき。

2. 申請者は、2010 年規則 (EU) 第 995 号および本規則 5~8 条に定めるすべての要件が満たされていることを確認するため、自己の敷地を管轄当局が視察することを許可しなければならない。

申請者は、かかる視察を円滑化するために必要なすべての支援を提供しなければならない。

3. 管轄当局は、自己の調査結果を記載した報告書を作成しなければならない。見直し報告書には裏づけ証拠を添付しなければならない。

見直し報告書には、監督機関認定を撤回すべきか否かに関する勧告も記載しなければならない。

管轄当局は、調査結果の要旨と報告書の結論を当該監督機関に提供しなければならない。同機関は、要旨送付日の翌日から 3 週間以内に、管轄当局に意見を提示することができる。

(9) 11 条において、

(a)1 項および 2 項中、「欧州委員会」を「管轄当局」と改める。

(b)3 項中、「かつ、通信」から最後までを削除する。

(10) 12 条を以下のとおり改正する。

12. データ保護

本規則は、法の制定または支配にもとづく、個人データの処理に関する規定に不利益を与えない。

(11) 13 条のあとの、「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

(12) 別紙第 1 パラグラフにおいて、

(a)第 1 インデント中、「該当国法に定めるとおり」を削除する。

(b)第 2 インデントを削除する。

2012 年欧州委員会実施規則 (EU) 第 607 号の改正

8.

(1) 木材および木材製品を市場へ供給する業者の義務を定めた 2010 年欧州議会および理事会規則 (EU) 第 995 号に定める、相当の注意制度および監督機関に対するチェックの頻度・性質を詳細に定めた 2012 年欧州委員会実施規則 (EU) 第 607 号を、以下のとおり改正する。

(1) 6 条において、

(a)1 項中、「管轄当局 (複数)」を「管轄当局 (単数)」と改める。

(b)2 項において、

(i)(a)項中、「管轄当局」を「その管轄当局」と改める。

(ii)(b)項において、

(aa)「欧州委員会」から「監督機関」までを「監督機関は管轄当局に対し……と通知した」と改める。

(bb)「9 条 2 項」を「9 条 1 項」と改める。

(c)4 項中、「管轄当局 (複数)」を「管轄当局 (単数)」と改める。

(d)5 項中、「管轄当局（複数）」を「管轄当局（単数）」と改める。

(3) 7 条において、

(a)1 項を以下のとおり改正する。

1. 管轄当局は、自己が実施した個々のチェックに関する報告書を作成しなければならない。報告書には、適用したプロセスおよび技術の説明と、自己の調査結果および結論を記載しなければならない。

(b)2 項および 3 項中、「管轄当局（複数）」をすべて「管轄当局（単数）」と改める。

(4) 8 条のあとの、「本規則は」で始まる 1 文を削除する。

テレーズ・コフィー

環境食糧農村省政務次官

2018 年 9 月 21 日

解説（本解説は規則の一部ではない）

本規則は、維持された EU 法の運用不備その他、英国が欧州連合から離脱したことに起因する（とくに 8 条 2 項(a)(b)(c)(e)(g)の各項にもとづく）欠陥に対応するため、2018 年欧州連合（離脱）法 8 条 1 項に定める権限を行使して制定されたものである。

本規則は、違法に伐採された木材およびかかる木材に由来する木材製品が市場に供給される危険を最小化するために、環境保護分野の法律、とくに木材および木材製品の輸入および市場供給に関連した法律を改正するものである。第 2 部は 2 次法を改正し、第 3 部は維持された EU 規則を改正するものである。

本規則については、いまだ影響評価は作成していない。民間・非営利・公共部門へのいかなる影響も予想されないからである。

付属資料 6.3 木材・木材製品および FLEGT（改正）（EU 離脱）規則 2020 年版仮訳
（The Timber and Timber Products and FLEGT (Amendment) (EU Exit) Regulations 2020
(legislation.gov.uk)

行政委任立法
2020 年第 1315 号
欧州連合離脱
環境保護

2020 年木材および木材製品ならびに FLEGT（改正）（EU 離脱）規則

起草：2020 年 11 月 19 日

規則 1 条 2 項に従い発効

国務大臣は、2018 年欧州連合（離脱）法 8 条 1 項および 8C 条 1 項ならびに別表 7 の 21 項により授与された権限を行使して、本規則を制定する。

本規則案は、2018 年欧州連合（離脱）法別表 7 の 8F 項（1）に従って議会で提出され、各院の議決により承認された。

呼称・発効

1.

（1）本規則は、「2020 年木材および木材製品ならびに FLEGT（改正）（EU 離脱）規則」と呼ぶことができる。

（2）本規則は、IP 完了日の直前に効力を生ずる。

2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT（EU 離脱）規則

2.

（1）2018 年木材および木材製品ならびに FLEGT（EU 離脱）規則を、以下のとおり改正する。

（2）1 条において、

(a) 見出しを「呼称、発効および程度」と改める。

(b) 既存の条項を 1 項とする。

(c) 1 項のあとに以下を挿入する。

（2）本規則第 2 部は、イングランド、ウェールズおよびスコットランドに適用される。

（3）4 条において、

(a) 2 項(a)(ii)中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(b) 3 項において、

(i)(a)項(i)を以下のとおり改正する。

(i) 「共同体」の初出 2 カ所を「グレートブリテン」と改める。

(ii)(f)項(i)を以下のとおり改正する。

(i) 「共同体」の初出箇所を「グレートブリテン」と改める。

(iii)(g)項中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(iv)(h)項を以下のとおり改正する。

(h)13項中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(v)(i)項に挿入した箇所のうち、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(c)4項(a)を以下のとおり改正する。

(a)1項中、「共同体」を「グレートブリテン」と改める。

(d)5項(a)(i)を以下のとおり改正する。

(i) 「共同体」を「グレートブリテン」と改める。

(e)7項において、

(i)(a)項を以下のとおり改正する。

(a)1項中、「加盟各国は、一般および欧州委員会に対して利用可能とする」を「国務大臣は作成し公表しなければならない」と改める。

(ii)(b)項の改正箇所のうち、「2020」から最後までを「2022」に改める。

(4) 5条において、

(a)4項、6項および9項中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

(b)15項(b)を以下のとおり改正する。

(b) 解説中、ボックス5の注釈中の「EU」を「グレートブリテン」と改める。

(5) 6条において、

(a)5項(a)の改正箇所のうち、「英国内において」を「英国により」と改める。

(b)7項(c)の改正箇所のうち、「離脱」を「IP完了」と改める。

(c)14項の改正箇所のうち、「2021」を「2022」と改める。

(6) 7条7項(a)(iv)中、「英国」を「グレートブリテン」と改める。

ゴールドスミス・オブ・リッチモンド・パーク

環境食糧農村大臣

2020年11月19日

解説（本解説は規則の一部ではない）

本規則は、2018年欧州連合（離脱）法8条1項および8C条1項ならびに別表7の21項により授与された権限を行使して制定されたものである。

2条は、北アイルランド・プロトコル（EU 離脱合意中、アイルランドおよび北アイルランドに関するプロトコル）を実施する目的で、2018年木材および木材製品ならびに FLEGT（EU 離脱）規則を改正するものである。改正にあたっては、同規則制定後に EU において採択された、「維持された直接 EU 法」の改正を考慮に入れるとともに、同規則 6 条 5 項(a)の軽微な過誤を是正した。

本規則については、いまだ影響評価は作成していない。民間・公共または非営利部門への影響、または重大な影響は何ら予想されないからである。

**The Timber and Timber Products (Placing on the Market) Regulations 2013 as amended:
Due Diligence Guide : デュー・デリジェンス・ガイド**

注) 以下、本ガイドで使用する「木材」という用語は、「木材または木材製品」を示す。

(イントロダクション)

本ガイドは、UKTR の下、要求されるデュー・デリジェンスを実施する事業者を支援するために作成された。

(ノート)

- デュー・デリジェンスの実施を支援する無料のツールが多数ある。これらは、業界団体、監視団体 (MO)、非政府組織 (NGO) を通じて入手できる。
- 事業者は、要求事項に対して根拠を示す必要がある。
- 本ガイドに挙げられた事例はあくまで例で、これらに限定されるものではない。
- 伐採許可証、インボイス、その他の公式文書
- NGO の報告書などのウェブサイトのリンク。また、情報源を確認した日付を記録すること。
- 英語以外の書類はすべて翻訳*し、原文と訳文の両方を提出する。
 - 専門家によって翻訳する必要はない。

デュー・デリジェンス・システムに関する具体的な質問は、OPSS.enquiries@beis.gov.uk まで直接お問い合わせください。

会社概要	
会社名	
会社登録番号	
会社住所	
会社連絡先電話番号	
会社連絡先メールアドレス	
担当／記入者の氏名	
会社での役職	
連絡先電話番号（上記と異なる場合）	
連絡先メールアドレス（上記と異なる場合）	

レビューのタイムスケール			
日付	名称	サイン	重要な変更点

会社情報／関連情報		
会社の概要など、関連する情報を説明するために使用。 <i>事業内容、事業規模（従業員数）、年間輸入量、年間売上高などの一般的な説明</i>		
デュー・デリジェンスの要件：情報へのアクセス		
要求事項	対応	証拠
市場に出荷される製品の固有の識別名、商品名、または説明	社内システムの中で、当該商品にどのようなラベルや指標を付与し、販売するまで追跡できるようにしているか。 例えば、SKU（Stock Keeping Unit）番号などが挙げられるが、これに限定されない。	

<p>木材の種類 の通称名。該当する場合は完全な学名</p>	<p>木材の樹種の一般名称を記入する。製品に複数の樹種が含まれる場合は、そのすべてを記載する。 同属異種で違法伐採問題がある場合は、種に至るまで完全な学名を記載する必要がある。</p>	
<p>伐採国 該当する場合*は、地域と伐採コンセッション情報。 *該当する場合とは、その国のリスクが高い場合、またはその国の特定のコンセッションのリスクが高い場合、または州や県などの準国レベルによって法制度が異なる場合を指す。</p>	<p>特定の木材生産国は、他の国よりもリスクが高い場合がある。 リスクの低い国については、伐採国の名前と証拠を示すことだけが要求される。 森林の規制が州や県などの地域によって異なる場合は、地域を特定する必要がある。 リスクの高い国の場合は、伐採権（森林コンセッション）の名称とその証明も必要である。 当該国のリスクレベルを判断するには、木材合法性リスク評価を調べたり、その国の木材リスクスコアを確認したりすることが挙げられる。</p>	
<p>木材の量 定量的な数値は、体積、重量、直線メートル、個数、その他の単位で表示することができる。</p>	<p>木材製品の量を入力し、証明する。</p>	
<p>木材または木材製品を供給した会社 の名称と住所</p>	<p>木材を提供した組織の名称と住所、取引に関する証拠を入力する。</p>	
<p>この/貴社のビジネスから木材または木材製品を購入した顧客/ トレーダーの名前と住所</p>	<p>木材の売却先組織の名前と住所を入力し、取引の証拠となるものを添付する。 一般消費者向けに販売する場合は不要だが、その旨をここに記す。</p>	
<p>木材が国、州や県などの地域、伐採権の適用法令を遵守していることを示す文書 またはその他の情報</p>	<p>木材生産国/地域ごとに異なる林業法があり、伐採者が伐採活動を行うための認可を取得する必要がある場合もあれば、そうでない場合もある。 法律があり、認可が得られた場合、その国の国内法を遵守していることを証明する重要文書が発行される。これには、伐採許可証、森林管理計画などが含まれるが、これらに限定されるものではない。 これらの書類はそれぞれ、製品が伐採された国の関連法規に沿って合法的に伐採されたことを示す証拠の一部として収集され、提出される必要がある。</p>	

デュー・デリジェンスの要件：リスク評価	
要求事項	根拠・対応
適用される法律への遵守の保証。これには、適用される法律への遵守をカバーする認証またはその他の第三者によって検証されたスキームが含まれる場合がある。	<p>第三者認証は UKTR の法的要件ではないが、製品が森林レベル及び/またはサプライチェーン全体で認証されていれば、特定のリスクを低減することができる。</p> <p>第三者認証によるリスク低減の詳細については、UKTR ガイダンス（https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences）を参照する。</p> <p>第三者認証を取得している場合は、ここにその旨を記載する。これらの認証の有効性を確認したかどうか、またいつ確認したかを記録する。その認証は、製品、事業、該当する製品の樹種を対象としているのか？</p>
伐採国及び/又は木材が伐採された州や県などの地域における違法伐採の蔓延状況（武力紛争の蔓延の考慮も含む）。	<p>伐採国及び/又は地域特有のリスク、例えば、木材ロンダリング、不正に発行された文書、違法伐採などがあるかどうかを評価する。</p> <p>これらのリスクが貴社のサプライチェーンに適用されるかどうかを特定し、その理由や正当性を示さなければならない。</p> <p>この情報を収集するために、NGO の報告書など、一般に公開されている情報源を使用することが推奨される。該当する情報を得るために使用したウェブサイトのリンクと、確認した日付を含める。</p>
特定の樹種に関する違法伐採の蔓延。	<p>特定の樹種の違法伐採のリスクを評価する。</p> <p>情報を収集するために、例えば CITES や IUCN レッドリストなど、一般にアクセス可能な情報源を使用することが推奨される。この情報を得るために使用したウェブサイトのリンクと、確認した日付を含める。</p> <p>樹種が絶滅危惧種に指定されていたり、ワシントン条約で保護されている場合、さらなる証拠が必要であったり、UKTR の適用範囲ではなくなったりする場合がある。UKTR ガイダンス（https://www.gov.uk/guidance/regulations-timber-and-flegt-licences）を参照する。</p>
木材の輸出入に対して、イギリスまたは国連安全保障理事会が原産国に対して課した制裁措置。	<p>イギリスまたは国連安全保障理事会が伐採国に対して制裁措置をとっているかどうかを述べる。</p> <p>https://www.gov.uk/guidance/uk-sanctions</p> <p>https://www.un.org/securitycouncil/</p> <p>情報を入手した日付を記録する。</p>
木材のサプライチェーンが複雑であること。 *特定の製品が通過する国の評価。	<p>森林から貴社までのサプライチェーンに含まれるすべての事業体を記載する。これは、インボイスや輸送書類など、サプライチェーンの範囲を証明する文書で証明する必要がある。</p>

特定されたリスクを考慮し、この評価はどのくらいの頻度で見直すべきか？	規制では、少なくとも12ヶ月に一度（提示されたリスクに依存）、または新しいサプライヤーや輸送会社から調達した場合など、サプライチェーンに変更があった場合に、デュー・デリジェンス・システムを見直すことが要求される。 リスクの高いサプライチェーンは、より頻繁に見直す必要がある。			
特定されたリスクレベルの概要。	特定したリスクと、特定したリスクのレベルに対する結論に至った理由を説明する。			
特定したリスクのレベル	無視できる		無視できない	

特定したリスクが無視できるレベルだと確認した場合のみ、輸入できる。サプライチェーンに無視できないリスクが確認された場合、このリスクを無視できるレベルまで低減するための手段を講じることができる。次のセクションを参照する。

<p>デュー・デリジェンスの要件：リスク低減</p> <p>リスクが特定された場合、どのような低減措置がとられているか？</p> <p>特定された具体的なリスクごとに、リスクを無視できるレベルにするための低減策を講じる必要がある。これが達成できない場合は、サプライチェーンを変更する必要がある。可能なリスク低減措置については、以下を参照すること。</p>				
リスク	低減措置*			
<p>* 低減措置には、以下のものが含まれるが、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 証拠書類の評価 - 文書が不正でないか、改ざんされていないかを確認すること、公文書に署名した政府関係者に関する情報をインターネットで検索することなどが含まれる サプライチェーン内の企業の評価 - 過去の不祥事を評価するためにサプライチェーン内の企業の情報をインターネットで検索することや、第三者による認証が含まれる。 認証取得 科学的検査 現地視察（会社監査、第三者検証） 				
特定したリスクのレベル	無視できる		無視できない	

リスクが無視できるレベルだと確認された場合のみ、輸入する。サプライチェーンに無視できないリスクがあり、それを低減できない場合は、製品を市場に出すべきではない。